

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和3年5月10日	大和中央陸運株式会社(法人番号8150001013755)代表者辰巳貴昭	奈良県大和高田市三和町13-44	本社	奈良県大和高田市三和町13-44	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和2年11月5日及び同年11月19日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項、第2項)、(3)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)	2	2
令和3年5月18日	株式会社ネットワークコーポレーション(法人番号8120901025167)代表者樋上久代	大阪府豊中市名神口1-5-2	本社	大阪府豊中市名神口1-5-2	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐停車違反)が過去一年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和3年5月18日	株式会社サカイ引越センター(法人番号6120101002720)代表者田島哲康	大阪府堺市堺区石津北町56	港支社	大阪府大阪市西区川口4丁目9番28号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐停車違反)が過去一年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和3年5月18日	アートコーポレーション株式会社(法人番号8122001015081)代表者寺田政登	大阪府大阪市中央区城見1丁目2番27号	南大阪支店	大阪府岸和田市土生町2丁目9番28号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐停車違反)が過去一年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年5月18日	池島運輸株式会社(法人番号4122001000558)代表者川口均	大阪府東大阪市昭和町20番10号	本社	大阪府東大阪市昭和町20番10号	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐停車違反)が過去一年以内に3件に達した。(1)運転者の指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
令和3年5月21日	株式会社トーカイロジテック(法人番号3130001010825)代表者多喜端康弘	京都府京都市山科区勧修寺南大日31番地	福知山	京都府福知山市長田野町二丁目39番5	輸送施設の使用停止(100日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和2年10月27日、公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。11件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(4)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(6)(7)乗務等の記録違反【記録】及び【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(9)運行指示書【記載事項等の不備】(安全規則第9条の3第1項、第2項)、(10)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(11)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)	10	10

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和3年5月24日	兵神組運送株式会社(法人番号2120001069525)代表者田中敏博	大阪府大阪市北区大淀中2-2-1	本店	大阪府大阪市北区大淀中2-2-1	輸送施設の使用停止(120日車)	貨物自動車運送事業法第9条第3項前段	令和2年9月11日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。9件の違反が認められた。(1)各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条の2、道路運送車両法第48条)、(3)点呼の実施違反【不適切】(安全規則第7条第1項、第2項)、(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(7)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(8)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(9)運行管理規程制定違反(安全規則第21条第1項、第2項)	12	12
令和3年5月26日	株式会社フレックス(法人番号5120001018660)代表者川崎健志	大阪市北区南扇町7番2-813号	本社	大阪府東大阪市菱屋西2-8-25ラフォーレ菱屋西Ⅱ102号	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和2年11月11日、公安委員会からの情報を端緒に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項、第2項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)	1	1

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
令和3年5月27日	株式会社下元運送店(法人番号4120001015080)代表者新里達吉	大阪府大阪市城東区野江4-12-10	本店	大阪府大阪市城東区野江4-12-10	輸送施設の使用停止(70日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和2年10月16日、関係機関からの情報を端緒に監査を実施。12件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反【研修未受講】(安全規則第3条の4)、(4)点呼の実施違反【不適切】(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反【記録の保存】(安全規則第7条第5項)、(6)アルコール検知器の常時有効保持義務違反(安全規則第7条第4項)、(7)乗務等の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録違反【記録】(安全規則第9条)、(9)運行指示書【作成】(安全規則第9条の3第1項)、(10)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(11)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(12)「指導監督告示」による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)	7	7
令和3年5月28日	関空運輸株式会社(法人番号8120101040371)代表者内畑谷剛	大阪府泉佐野市中庄102-1	りんくう	大阪府泉佐野市中庄102-1	輸送施設の使用停止(80日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和2年8月28日及び令和3年2月12日、公安委員会からの通知を端緒に監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施違反【未実施】(安全規則第7条第1項、第2項)、(4)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)運転者台帳【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(6)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(安全規則第10条第1項)、(7)「指導監督告示」による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反【運転適性診断の受診状況】(安全規則第10条第2項)、(8)運行管理者に対する指導監督違反(安全規則第22条)、(9)点検整備違反【定期点検整備等の未実施】(安全規則第3条の2、道路運送車両法第48条)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(11)運行管理者補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)	8	8